

平成30年度エコタイヤ導入促進事業実施要領

平成30年 4月 2日
(公社)福島県トラック協会

1 助成対象

会員事業者が新たにエコタイヤ（転がり抵抗を5%以上低減するタイヤ（再生タイヤを含む。）で、別紙「エコタイヤ対象商品一覧表」のとおり）を導入し、福島、郡山、いわき・会津ナンバーの車両に装着した場合、その導入・装着に要した費用を予算の範囲内で助成する。
ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 助成金予算額

21,000,000円

3 助成金額

- (1) エコタイヤ1本あたり 1,500円
- (2) 保有車両数（以下、車両数という。）により、助成本数の上限を設ける。
 - ① 車両数の3分の1×10本又は購入本数のいずれか少ない方とする。
 - ② 1会員150本を上限とする。
 - ア 車両数は、原則として平成30年4月1日現在とする。
(平成30年度会員名簿に記載の車両台数による。)
 - イ 車両数の3分の1に端数が生じた場合は四捨五入する。

4 助成申請書類

導入・装着し支払完了後に次の書類により申請する。

- (1) エコタイヤ導入促進助成申請書
- (2) 請求書及び領収書の写しを添付
 - ① 請求書には、商品名、型式、購入本数、購入日が明らかであること。
 - ② 新車装着にあつては、自動車検査証及び注文書（発注指示書・仕様書等）に商品名、型式、購入本数、注文日があきらかであること。（リースの場合は、リース契約書も添付）
 - ③ エコタイヤのリースの場合は、リース契約書も添付（装着初年度のみ助成対象となる）

5 実施期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日の間に導入（納品）され、支払いが完了したものを。

申請期限：平成31年2月28日までに提出。

但し、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で終了するものとする。

（前年度分（4月1日以前に導入したもの）は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。）